

議案第 39 号

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例

ひたちなか市介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条各号を次のように改める。

- |      |                   |          |
|------|-------------------|----------|
| (1)  | 令第38条第1項第1号に掲げる者  | 32,760円  |
| (2)  | 令第38条第1項第2号に掲げる者  | 49,320円  |
| (3)  | 令第38条第1項第3号に掲げる者  | 49,680円  |
| (4)  | 令第38条第1項第4号に掲げる者  | 64,800円  |
| (5)  | 令第38条第1項第5号に掲げる者  | 72,000円  |
| (6)  | 令第38条第1項第6号に掲げる者  | 86,400円  |
| (7)  | 令第38条第1項第7号に掲げる者  | 93,600円  |
| (8)  | 令第38条第1項第8号に掲げる者  | 108,000円 |
| (9)  | 令第38条第1項第9号に掲げる者  | 122,400円 |
| (10) | 令第38条第1項第10号に掲げる者 | 136,800円 |
| (11) | 令第38条第1項第11号に掲げる者 | 151,200円 |
| (12) | 令第38条第1項第12号に掲げる者 | 165,600円 |
| (13) | 令第38条第1項第13号に掲げる者 | 172,800円 |

第7条の2の見出しを「(令和6年度から令和8年度までの保険料率の特例)」に改め、同条第1項中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「20,520円」に改め、同条第2項中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「20,520円」に、「29,700円」を「34,920円」に改め、同条第3項中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「20,520円」に、「46,200円」を「49,320円」に改める。

第9条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロの規定又は第7条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、

第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イの規定」を「，第5号ロ，第6号ロ，第7号ロ，第8号ロ，第9号ロ，第10号ロ，第11号ロ又は第12号ロ」に，「同条第1号から第13号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条，第7条の2及び第9条第3項の規定は，令和6年度以後の年度分の保険料から適用し，令和5年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者 33,000円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 46,200円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 49,500円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 59,400円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 66,000円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 79,200円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。))が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要とし</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第38条第1項第1号に掲げる者 32,760円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 49,320円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 49,680円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 64,800円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 72,000円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円</u></p>	

旧	新	備考
<p>ない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 85,800円</p> <p>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 92,400円</p> <p>ア 合計所得金額が265万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 99,000円</p> <p>ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 105,600円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>	<p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円</p> <p>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円</p>	

旧	新	備考
<p>の(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 112, 200円  ア 合計所得金額が500万円未満である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの  イ 要保護者であつて, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。), 次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 118, 800円  ア 合計所得金額が700万円未満である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの  イ 要保護者であつて, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 125, 400円  ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり, かつ, 前各号のいずれにも該当しないもの  イ 要保護者であつて, その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 132, 000円</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例)  第7条の2 令第39条第1項第1号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は, 前条第1号の規定にかかわらず, 19, 800円とする。  2 前項の規定は, 令第39条第1項第2号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において, 前項中「19, 800円」とあるのは, 「2</p>	<p>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151, 200円</p> <p>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165, 600円</p> <p>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172, 800円</p> <p>(令和6年度から令和8年度までの保険料率の特例)  第7条の2 令第38条第1項第1号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は, 前条第1号の規定にかかわらず, 20, 520円とする。  2 前項の規定は, 令第38条第1項第2号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において, 前項中「20, 520円」とあるのは, 「3</p>	

旧	新	備考
<p>9, 700円」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、<u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者に該当する第1号被保険者の<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率</u>について準用する。この場合において、第1項中「<u>19, 800円</u>」とあるのは、「<u>46, 200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ若しくは<u>第5号ロの規定又は第7条第6号イ, 第7号イ, 第8号イ, 第9号イ, 第10号イ, 第11号イ, 第12号イ若しくは第13号イの規定</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>同条第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額</u>とする。</p> <p>4 略</p>	<p>4, 920円」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、<u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者に該当する第1号被保険者の<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率</u>について準用する。この場合において、第1項中「<u>20, 520円</u>」とあるのは、「<u>49, 320円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, <u>第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ, 第9号ロ, 第10号ロ, 第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額</u>とする。</p> <p>4 略</p>	